

## 日本文理大学公的研究費不正使用防止計画

日本文理大学では、「日本文理大学公的研究費に関する不正行為及び不正使用防止規程」第9条に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行い、不正使用を防止するため、「日本文理大学公的研究費不正使用防止計画」を以下のとおり定める。

### 1. 不正発生の要因と不正防止計画

#### I. 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
責任体制が明確でないためゆえに、責任者の意識が希薄化、低下する。	大学評議会等において、最終責任者である学長は各責任者に対し、意識向上を図る。 異動による責任者の変更の際には、新任者に対し、責任体制を周知する。

#### II. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費に関するルールが理解されていない、不正使用との認識がない。	研究費執行ガイドブック、購買インフォメーション等を公開し、公的研究費に関するルールについて、理解を深めるとともに、運用の適正化を図る。 また、新規採用者には特に説明の機会を設ける。
・公的研究費の原資が公的資金であるということへの意識が欠如している。 ・ルールを逸脱していても、研究のために利用していれば問題無いと認識している。	定期的な研修・説明会を実施し、コンプライアンス意識の向上を図る。 不正使用に関する具体的事例、罰則などを周知する。

#### III. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	不正防止計画
不正使用防止計画を実施しているにもかかわらず、不正発生の要因の把握が不十分なため、防止計画に漏れが生じ、不正使用が発生する。	他大学の事例など不正使用案件について調査を行い、その要因を把握し、防止計画を作成する。

#### IV. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
研究費の執行において、第三者によるチェックが疎かになることにより不正使用が発生する。	研究費の執行の際にチェックを行う者は定期的に講習を行うなどにより意識の向上を図る。

#### V. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止計画
第三者が不正を知っても、不利益を被ると誤解し、通報がされない。	規程にも定めているが、通報を知る立場にある者は、通報者及び通報内容等が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持に努めなければならない。また、その旨を学内外に周知徹底する。

#### VI. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
監査は公的研究費の一部であるため、不正発生の恐れがある。	監査の対象数を拡大する。 定期的な監査の他に、抜き打ちで監査を実施する。

#### 2. 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正の要因の把握に継続的に努め、検証を行い、関係機関等からの情報提供や他の研究機関における事例を参考にし、不正使用防止計画の策定、見直しを図る。